省令

○**総務省令第九十一号**

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

総務大臣　山本　早苗

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「普通税」の下に「、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　災害廃棄物処理対策

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十八年熊本地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「八　中小企業等グループ施設等復旧整備対策　九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。